令和5年度1月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年1月25日(木) 午前9時30分~午前10時0分

開催場所 所沢市役所501会議室

議 案 議案第1号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中

間管理機構)

出席委員 1番 斎藤 昇 2番 二上 茂雄 4番 岩﨑 良一

5番 肥沼 一彦 6番 齊藤 喜代治 7番 田中 宏

8番 吉田 英和 9番 北田 良孝 10番 栗原 明夫

11番 栗原 茂 12番 平岡 豊子 14番 肥沼 正明

15番 中 茂紀 16番 水村 英紀 17番 新井 祥穂

欠席委員 3番 池之谷 昭治 13番 鹿島 正之助

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。栗原会長のあいさつの後、引き続き栗原会長が議長となり議事を進めた。

議長: 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号12番 平岡 豊子委員、14番 肥沼 正明委員を指名します。

1 議案第1号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議 長:「議案第1号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局: 「農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字中道の7筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は7筆合わせて6,470平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字本郷字大波です。現況地目は畑で、面積は301平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年2月1日から令和7年3月31日までの1年2ケ月間です。 以上2件です。

議長: 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議 長: 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。 質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに 賛成の委員の挙手を願います。

委員: (全員挙手)

議長: 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定といたします。

議長: 申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議 長: 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。 質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに 賛成の委員の挙手を願います。

委 員: (全員挙手)

議 長: 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、決定といたしま す。 2 議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理 機構)

議長:「議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)」事務局から説明をお願いします。

事務局:「議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ケ島四丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,371平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年4月1日から令和6年12月31日までの6年間です。以上1件です。

議長: 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議 長: 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。 質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに 賛成の委員の挙手を願います。

委 員: (全員挙手)

議長: 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定といたします。

3 報告事項について

議長: 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局: 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、6件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、 13件の届出がありました。

「報告事項4 買受適格証明願(農地法5条)の所有権移転の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第5条の規定による許可申請書の取消願について」は、1件の証明書の交付を行いました。

「報告事項6 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、 1件の通知がありました。

「報告事項7 農地賃借料情報の提供について」、農地法第52条の規定により農地の賃借料の目安となる実勢賃借料について報告します。令和5年1月から12月までに締結公告された賃貸借契約における賃借料水準10アール当たりは、100円未満切捨て、使用貸借は含まないもので、平均額9,400円、最高額20,300円、最低額1,200円、データ数は51件でした。

以上です。

4 その他

議長: その他の事項について何かありますか。

事務局: (な し)

議長: 以上ですべての議事を終了します。

栗原会長により閉会 (午前10時0分)